

調査結果の概要

1 概況

(1) 事業所数、従業者数及び年間商品販売額

平成28年6月1日現在の県内の卸売業・小売業の事業所数は、1万4,115事業所で前回に比べ726事業所(4.9%)減少した。

従業者数は、9万5,817人で前回に比べ1,515人(1.6%)減少した。

年間商品販売額は、2兆5,799億円で前回に比べ5,283億円(25.8%)増加した。

表1 事業所数、従業者数及び年間商品販売額(前回比較)

区分	平成24年	平成28年	増減数(増減率%)
事業所数(所)	大分県	14,841	14,115 ▲726事業所(▲4.9%)
	全国計	1,405,021	1,355,060 ▲49,961事業所(▲3.6%)
従業者数(人)	大分県	97,332	95,817 ▲1,515人(▲1.6%)
	全国計	11,225,151	11,596,089 +370,938人(+3.3%)
年間商品販売額(億円)	大分県	20,516	25,799 +5,283億円(+25.8%)
	全国計	4,803,328	5,816,263 +101兆2,935億円(+21.1%)

注1: 事業所数、従業者数は平成24年が同年2月1日現在、平成28年が同年6月1日現在の数値。

注2: 年間商品販売額は平成24年が平成23年1年間の数値、平成28年が平成27年1年間の数値。

注3: 「従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計「臨時雇用者」は含まない。

注4: 年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含む。(統計表: 大分県第1表に該当)

(2) 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移(平成3年~平成28年)

平成3年以降の推移をみると、事業所数は、平成6年以降減少している。

従業者数は、平成14年以降減少していたが、平成28年は増加した。

年間商品販売額は、平成11年以降減少していたが、平成26年以降増加している。

表2 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移(平成3年~平成28年)

年次別	事業所数(所)			従業者数(人)			年間商品販売額(億円)		
	増減数	増減率(%)		増減数	増減率(%)		増減数	増減率(%)	
平成3年	23,060	254	1.1	108,995	2,348	2.2	29,808	5,152	20.9
6年	21,164	▲1,896	▲8.2	109,391	396	0.4	31,052	1,244	4.2
9年	20,392	▲772	▲3.6	109,094	▲297	▲0.3	31,829	777	2.5
11年	20,160	▲232	▲1.1	114,068	4,974	4.6	30,555	▲1,274	▲4.0
14年	18,864	▲1,296	▲6.4	109,890	▲4,178	▲3.7	26,956	▲3,599	▲11.8
16年	17,981	▲883	▲4.7	104,560	▲5,330	▲4.9	25,857	▲1,099	▲4.1
19年	16,218	▲1,763	▲9.8	100,651	▲3,909	▲3.7	25,570	▲287	▲1.1
24年	14,841	▲1,377	▲8.5	97,332	▲3,319	▲3.3	20,516	▲5,054	▲19.8
26年	14,525	▲316	▲2.1	95,697	▲1,635	▲1.7	21,540	1,024	5.0
28年	14,115	▲410	▲2.8	95,817	120	0.1	25,799	4,259	19.8

注: 平成24年、平成28年は経済センサス-活動調査による数値、それ以外の年は商業統計調査による数値。

図1-1 事業所数、従業者数の推移(単位:所、人)

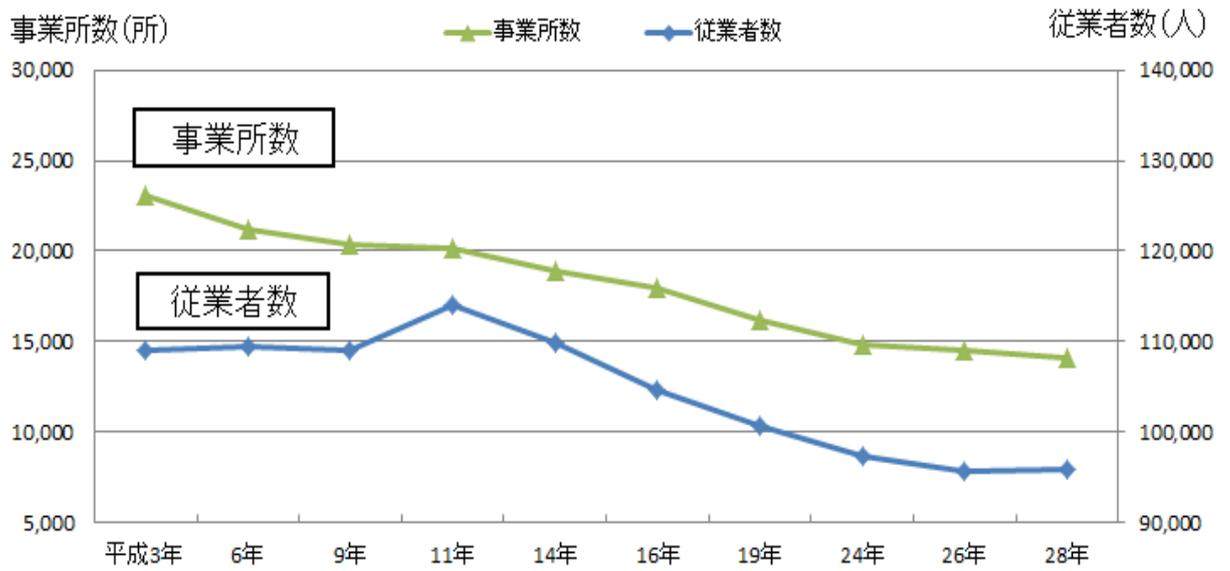
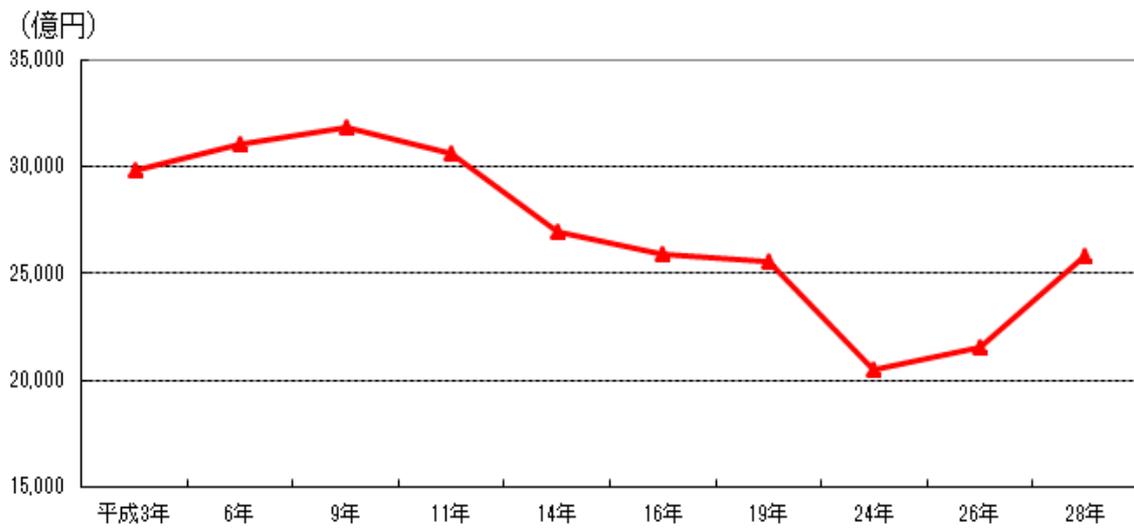


図1-2 年間商品販売額の推移(単位:億円)



2 産業分類別事業所数及び従業者数

(1) 卸売業

産業小分類別の事業所数は、「農畜産物・水産物卸売業」が409事業所(13.3%)と最も多く、次いで「食料・飲料卸売業」が407事業所(13.2%)、「建築材料卸売業」が344事業所(11.2%)、「他に分類されない卸売業」が333事業所(10.8%)などとなっている。

従業者数は、「食料・飲料卸売業」が3,593人(15.9%)と最も多く、次いで「農畜産物・水産物卸売業」が3,251人(14.4%)、「建築材料卸売業」が2,400人(10.6%)「医薬品・化粧品等卸売業」が2,167人(9.6%)などとなっている。

表3 卸売業産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
卸 売 業 計	3,081	100.0	22,636	100.0
50 各種商品卸売業	11	0.4	74	0.3
501 各種商品卸売業	11	0.4	74	0.3
51 繊維・衣服等卸売業	73	2.4	358	1.6
511 繊維品卸売業(衣服,身の回り品を除く)	4	0.1	8	0.0
512 衣服卸売業	41	1.3	169	0.7
513 身の回り品卸売業	28	0.9	181	0.8
52 飲食品卸売業	826	26.8	6,858	30.3
520 管理、補助的経済活動を行う事業所	10	0.3	14	0.1
521 農畜産物・水産物卸売業	409	13.3	3,251	14.4
522 食料・飲料卸売業	407	13.2	3,593	15.9
53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	759	24.6	5,352	23.6
530 管理、補助的経済活動を行う事業所	5	0.2	8	0.0
531 建築材料卸売業	344	11.2	2,400	10.6
532 化学製品卸売業	128	4.2	709	3.1
533 石油・鉱物卸売業	72	2.3	838	3.7
534 鉄鋼製品卸売業	69	2.2	436	1.9
535 非鉄金属卸売業	61	2.0	161	0.7
536 再生資源卸売業	80	2.6	800	3.5
54 機械器具卸売業	746	24.2	5,197	23.0
540 管理、補助的経済活動を行う事業所	5	0.2	23	0.1
541 産業機械器具卸売業	284	9.2	1,947	8.6
542 自動車卸売業	173	5.6	1,262	5.6
543 電気機械器具卸売業	172	5.6	1,100	4.9
549 その他の機械器具卸売業	112	3.6	865	3.8
55 その他の卸売業	664	21.6	4,789	21.2
550 管理、補助的経済活動を行う事業所	7	0.2	45	0.2
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	88	2.9	623	2.8
552 医薬品・化粧品等卸売業	190	6.2	2,167	9.6
553 紙・紙製品卸売業	46	1.5	215	0.9
559 他に分類されない卸売業	333	10.8	1,739	7.7
I1 I1Z 卸売業うち産業中分類格付不能	2	0.1	8	0.0

注1: 格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含む。

注2: 「従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計で、「臨時雇用者」は含まない。

図2 卸売業小分類別事業所数・構成比

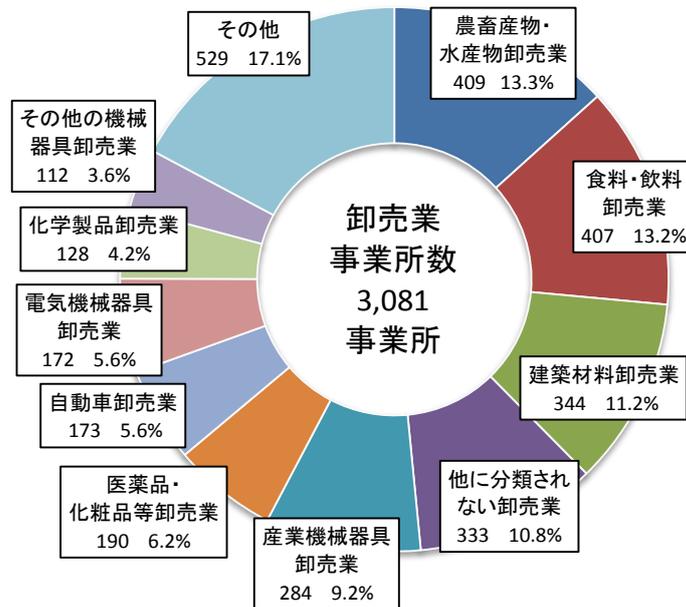
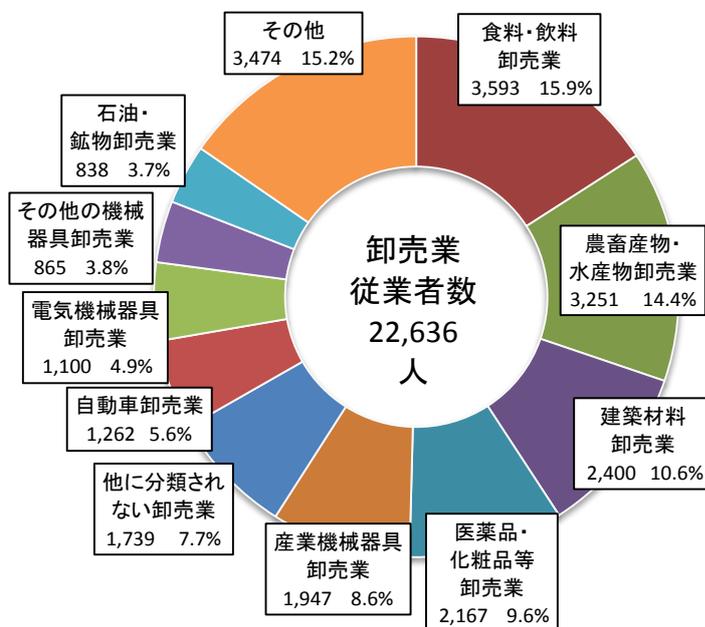


図3 卸売業小分類別従業者数・構成比



(2) 小売業

産業小分類別の事業所数は、コンビニエンスストアなどが含まれる「その他の飲食料品小売業」が1,540事業所（14.0%）と最も多く、次いでホームセンターなどが含まれる「他に分類されない小売業」が1,129事業所（10.2%）、「医薬品・化粧品小売業」が925事業所（8.4%）、「自動車小売業」が913事業所（8.3%）などとなっている。

従業者数は、「その他の飲食料品小売業」が12,772人（17.5%）と最も多く、次いで「各種食料品小売業」が10,754人（14.7%）、「他に分類されない小売業」が5,855人（8.0%）、「自動車小売業」が5,835人（8.0%）などとなっている。

表4 小売業産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類		事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
小 売 業 計		11,034	100.0	73,181	100.0
56	各種商品小売業	29	0.3	3,037	4.1
	561 百貨店、総合スーパー	16	0.1	2,947	4.0
	569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	13	0.1	90	0.1
57	織物・衣服・身の回り品小売業	1,200	10.9	5,344	7.3
	570 管理、補助的経済活動を行う事業所	1	0.0	15	0.0
	571 呉服・服地・寝具小売業	119	1.1	438	0.6
	572 男子服小売業	132	1.2	570	0.8
	573 婦人・子供服小売業	559	5.1	2,563	3.5
	574 靴・履物小売業	82	0.7	339	0.5
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	307	2.8	1,419	1.9
58	飲食料品小売業	3,673	33.3	30,588	41.8
	580 管理、補助的経済活動を行う事業所	13	0.1	163	0.2
	581 各種食料品小売業	364	3.3	10,754	14.7
	582 野菜・果実小売業	235	2.1	986	1.3
	583 食肉小売業	176	1.6	692	0.9
	584 鮮魚小売業	244	2.2	975	1.3
	585 酒小売業	435	3.9	1,110	1.5
	586 菓子・パン小売業	666	6.0	3,136	4.3
	589 その他の飲食料品小売業	1,540	14.0	12,772	17.5
59	機械器具小売業	1,534	13.9	8,671	11.8
	590 管理、補助的経済活動を行う事業所	2	0.0	5	0.0
	591 自動車小売業	913	8.3	5,835	8.0
	592 自転車小売業	90	0.8	198	0.3
	593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	529	4.8	2,633	3.6
60	その他の小売業	4,196	38.0	23,065	31.5
	600 管理、補助的経済活動を行う事業所	28	0.3	328	0.4
	601 家具・建具・畳小売業	213	1.9	807	1.1
	602 じゅう器小売業	154	1.4	402	0.5
	603 医薬品・化粧品小売業	925	8.4	4,635	6.3
	604 農耕用品小売業	167	1.5	733	1.0
	605 燃料小売業	722	6.5	4,137	5.7
	606 書籍・文房具小売業	401	3.6	4,292	5.9
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	220	2.0	1,074	1.5
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	237	2.1	802	1.1
	609 他に分類されない小売業	1,129	10.2	5,855	8.0
61	無店舗小売業	393	3.6	2,388	3.3
	610 管理、補助的経済活動を行う事業所	1	0.0	1	0.0
	611 通信販売・訪問販売小売業	288	2.6	1,565	2.1
	612 自動販売機による小売業	56	0.5	381	0.5
	619 その他の無店舗小売業	48	0.4	441	0.6
I2	I 2Z 小売業 うち産業中分類格付不能	9	0.1	88	0.1

注1：格付不能の事業所及び年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含む。

注2：「従業者数とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計で、「臨時雇用者」は含まない。

図4 小売業小分類別事業所数・構成比

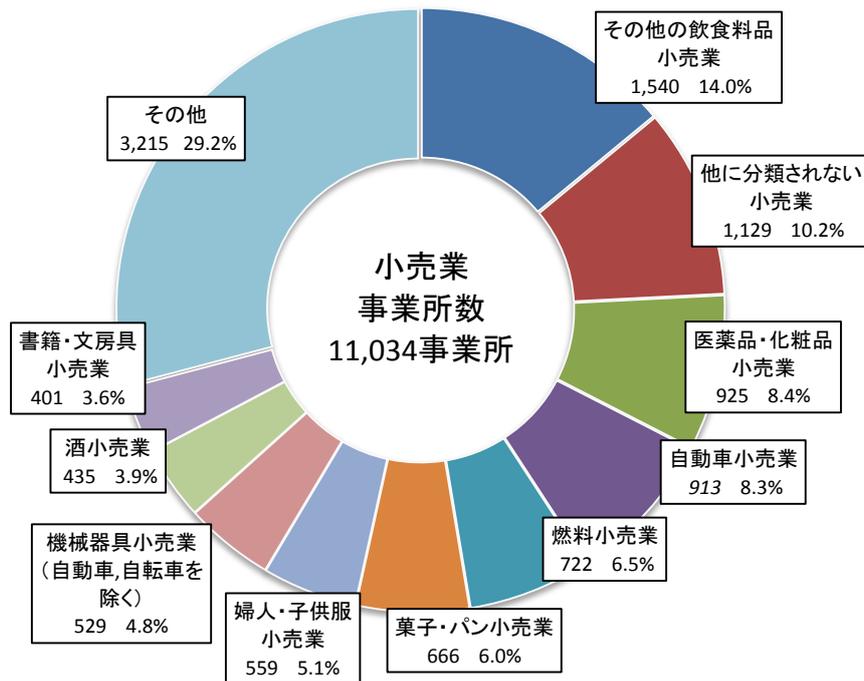
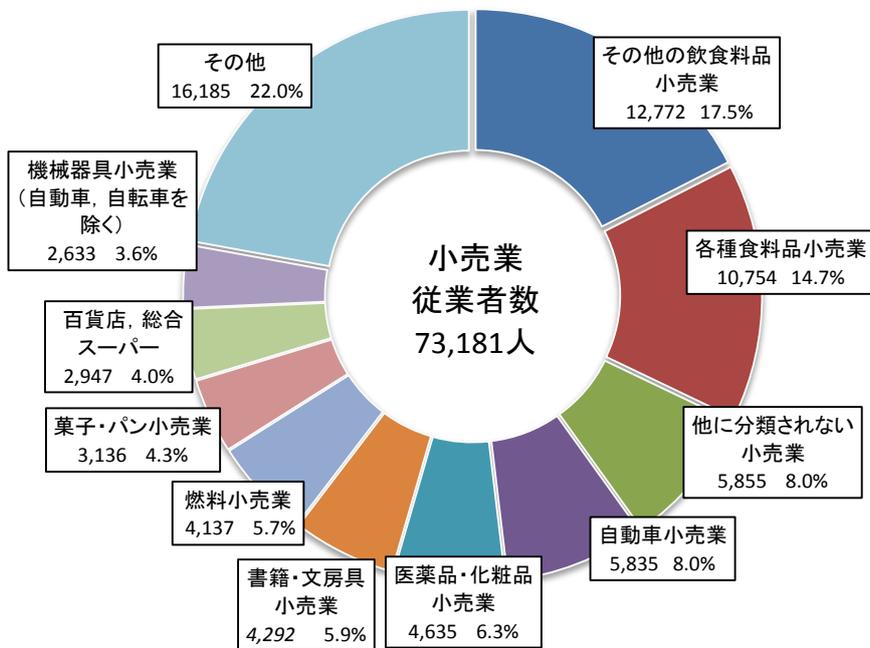


図5 小売業小分類別従業者数・構成比



3 産業分類別年間商品販売額等

(1) 卸売業

平成 27 年の年間商品販売額は、1 兆 3,447 億円で、産業小分類別にみると、「農畜産物・水産物卸売業」が 2,125 億円（15.8%）と最も多く、次いで「医薬品・化粧品等卸売業」が 2,058 億円（15.3%）、「食料・飲料卸売業」が 2,009 億円（14.9%）、「建築材料卸売業」が 1,255 億円（9.3%）などとなっている。

表5 卸売業産業分類別年間商品販売額

産業分類	年間商品販売額 (百万円)	年間商品販売額 (億円)	構成比 (%)
卸売業計	1,344,689	13,447	100.0
50 各種商品卸売業	3,704	37	0.3
51 繊維・衣服等卸売業	4,951	50	0.4
511 繊維品卸売業(衣服,身の回り品を除く)	59	1	0.0
512 衣服卸売業	1,835	18	0.1
513 身の回り品卸売業	3,057	31	0.2
52 飲食料品卸売業	413,398	4,134	30.7
521 農畜産物・水産物卸売業	212,509	2,125	15.8
522 食料・飲料卸売業	200,889	2,009	14.9
53 建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	347,081	3,471	25.8
531 建築材料卸売業	125,495	1,255	9.3
532 化学製品卸売業	49,606	496	3.7
533 石油・鉱物卸売業	61,110	611	4.5
534 鉄鋼製品卸売業	62,595	626	4.7
535 非鉄金属卸売業	25,715	257	1.9
536 再生資源卸売業	22,560	226	1.7
54 機械器具卸売業	283,186	2,832	21.1
541 産業機械器具卸売業	100,173	1,002	7.4
542 自動車卸売業	52,973	530	3.9
543 電気機械器具卸売業	81,612	816	6.1
549 その他の機械器具卸売業	48,428	484	3.6
55 その他の卸売業	292,314	2,923	21.7
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	23,614	236	1.8
552 医薬品・化粧品等卸売業	205,813	2,058	15.3
553 紙・紙製品卸売業	7,799	78	0.6
559 他に分類されない卸売業	55,088	551	4.1
II IIZ 卸売業 うち産業中分類格付不能	55	1	0.0

注1:年間商品販売額は、管理・補助的経済活動を行う事業所、産業分類が格付不能の事業所を含む。

注2:販売額は小数点以下第1位を、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の積み上げと計は一致しない。

図6 卸売業小分類別年間商品販売額・構成比



(2) 小売業

① 年間商品販売額

平成27年の年間商品販売額は1兆2,353億円で、産業小分類別にみると、「各種食料品小売業」が1,965億円(15.9%)と最も多く、次いで「自動車小売業」が1,545億円(12.5%)、コンビニエンスストアなどが含まれる「その他の飲食料品小売業」が1,472億円(11.9%)、「燃料小売業」が1,396億円(11.3%)などとなっている。

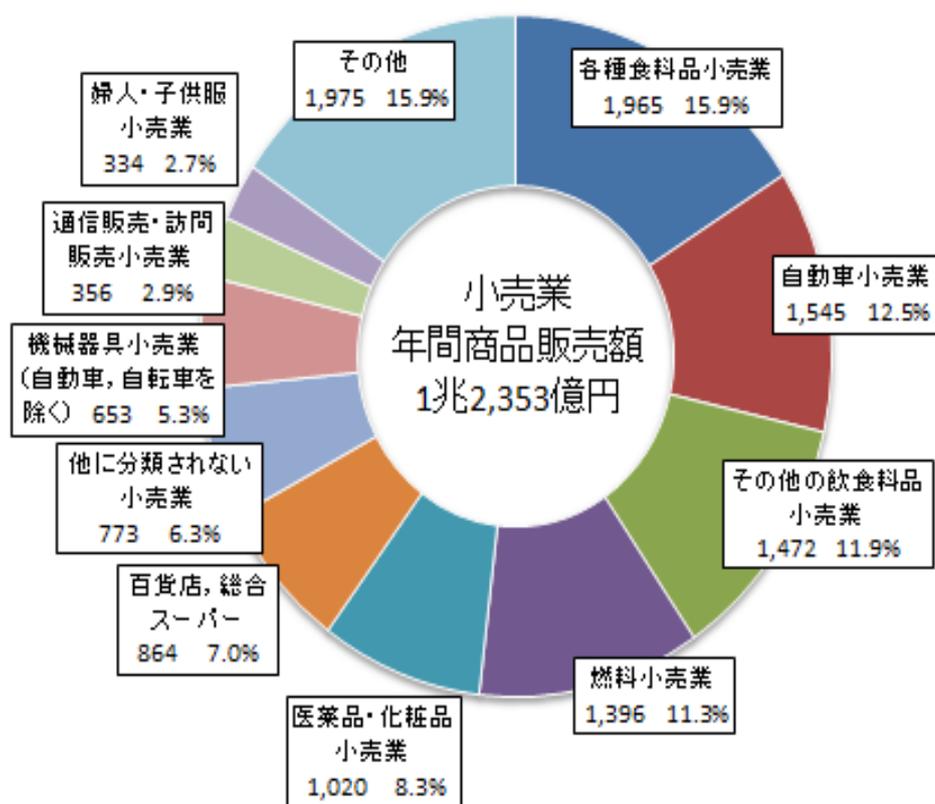
表6 小売業産業分類別年間商品販売額

産業分類		年間商品 販売額 (百万円)	年間商品 販売額 (億円)	構成比 (%)
小 売 業 計		1,235,257	12,353	100.0
56	各種商品小売業	87,757	878	7.1
	561 百貨店, 総合スーパー	86,427	864	7.0
	569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	1,330	13	0.1
57	織物・衣服・身の回り品小売業	64,469	645	5.2
	571 呉服・服地・寝具小売業	3,524	35	0.3
	572 男子服小売業	7,976	80	0.6
	573 婦人・子供服小売業	33,365	334	2.7
	574 靴・履物小売業	4,997	50	0.4
	579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	14,607	146	1.2
58	飲食料品小売業	405,374	4,054	32.8
	581 各種食料品小売業	196,466	1,965	15.9
	582 野菜・果実小売業	8,528	85	0.7
	583 食肉小売業	9,807	98	0.8
	584 鮮魚小売業	8,735	87	0.7
	585 酒小売業	16,017	160	1.3
	586 菓子・パン小売業	18,587	186	1.5
	589 その他の飲食料品小売業	147,233	1,472	11.9
59	機械器具小売業	221,850	2,219	18.0
	591 自動車小売業	154,544	1,545	12.5
	592 自転車小売業	2,035	20	0.2
	593 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)	65,271	653	5.3
60	その他の小売業	404,863	4,049	32.8
	601 家具・建具・畳小売業	11,095	111	0.9
	602 じゅう器小売業	3,448	34	0.3
	603 医薬品・化粧品小売業	101,971	1,020	8.3
	604 農耕用品小売業	20,062	201	1.6
	605 燃料小売業	139,607	1,396	11.3
	606 書籍・文房具小売業	24,663	247	2.0
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	17,504	175	1.4
	608 写真機・時計・眼鏡小売業	9,187	92	0.7
	609 他に分類されない小売業	77,326	773	6.3
61	無店舗小売業	48,672	487	3.9
	611 通信販売・訪問販売小売業	35,616	356	2.9
	612 自動販売機による小売業	5,012	50	0.4
	619 その他の無店舗小売業	8,044	80	0.6
I2	I2Z 小売業 うち産業中分類格別不能	2,272	23	0.2

注1:年間商品販売額は、管理・補助的経済活動を行う事業所、産業分類が格付不能の事業所を含む。

注2:販売額は小数点以下第1位を、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の積み上げと計は一致しない。

図7 小売業小分類別年間商品販売額・構成比



② 商品販売形態別年間商品販売額 (法人)

商品販売形態別に年間商品販売額をみると、店頭販売が 9,724 億円 (小売計の 88.2%) と最も多く、次いで訪問販売が 622 億円 (同 5.6%)、共同購入等を含むその他が 338 億円 (同 3.1%)、インターネット販売が 210 億円 (同 1.9%) などとなっている。

第7表 商品販売形態別年間商品販売額 (法人)

区 分	年間商品販売額	
	平成27年 (億円)	小売業に占める 占める割合 (%)
小売業計	11,101	-
卸売計	75	-
小売計	11,027	100.0
店頭販売	9,724	88.2
訪問販売	622	5.6
通信・カタログ販売	70	0.6
インターネット販売	210	1.9
自動販売機による販売	64	0.6
その他	338	3.1

注1: 販売形態は、法人組織の小売業事業所についてのみ調査している。

注2: 卸売計の年間商品販売額は、小売業に格付した事業所のうち、卸売の年間商品販売額の計。

③ 売場面積（法人）

小売業の売場面積（法人）は、165万7,171㎡となっている。

産業小分類別にみると、「各種食料品小売業」が34万352㎡（小売業計の20.5%）と最も広く、次いでホームセンターなどが含まれる「他に分類されない小売業」が32万2,472㎡（同19.5%）、「百貨店、総合スーパー」が25万3,355㎡（同15.3%）、コンビニエンスストアなどが含まれる「その他の飲食料品小売業」（同8.5%）などとなっている。

表8 小売業の売場面積（法人）

産 業 小 分 類		売場面積	
		平成28年 (㎡)	業種別計 に占める 割合(%)
小売業計		1,657,171	100.0
561	百貨店、総合スーパー	253,355	15.3
569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	2,522	0.2
571	呉服・服地・寝具小売業	8,556	0.5
572	男子服小売業	28,898	1.7
573	婦人・子供服小売業	83,631	5.0
574	靴・履物小売業	8,824	0.5
579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	45,114	2.7
581	各種食料品小売業	340,352	20.5
582	野菜・果実小売業	12,438	0.8
583	食肉小売業	5,317	0.3
584	鮮魚小売業	3,932	0.2
585	酒小売業	11,011	0.7
586	菓子・パン小売業	17,660	1.1
589	その他の飲食料品小売業	140,966	8.5
591	自動車小売業	23,180	1.4
592	自転車小売業	5,018	0.3
593	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	97,624	5.9
601	家具・建具・畳小売業	49,934	3.0
602	じゅう器小売業	7,025	0.4
603	医薬品・化粧品小売業	59,400	3.6
604	農耕用品小売業	29,751	1.8
606	書籍・文房具小売業	42,880	2.6
607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	36,974	2.2
608	写真機・時計・眼鏡小売業	13,118	0.8
609	他に分類されない小売業	322,472	19.5
611	通信販売・訪問販売小売業	-	-
612	自動販売機による小売業	-	-
619	その他の無店舗小売業	-	-

注1：売場面積が得られた法人組織の小売業事業所を対象として集計している。

注2：内訳から「605燃料小売業」が除かれているため、内訳の積み上げと計は一致しない。

4 市町村別、地区別の状況

(1) 市町村別事業所数、従業者数及び年間商品販売額

市町村別の事業所数は、大分市が5,232事業所（県全体の37.1%）と最も多く、次いで別府市が1,390事業所（同9.8%）、中津市が1,190事業所（同8.4%）などとなっている。

従業者数は、大分市が4万4,915人（県全体の46.9%）と最も多く、次いで別府市が9,878人（同10.3%）、中津市が7,257人（同7.6%）などとなっている。

年間商品販売額は、大分市が1兆5,284億円（県全体の59.2%）と最も多く、次いで別府市が2,078億円（同8.1%）、中津市が1,813億円（同7.0%）などとなっている。

(2) 地区別事業所数、従業者数及び年間商品販売額

地区別の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、中部地区が数値、構成比ともに最も高く、事業所数が6,379事業所（45.2%）、従業者数が51,338人（53.6%）及び年間商品販売額が1兆6,512億（53.0%）となっている。

表9 市町村別、地区別の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

区分	事業所数(所)			従業者数(人)			年間商品販売額(億円)		
	卸売業	小売業		卸売業	小売業		卸売業	小売業	
総数	14,115	3,081	11,034	95,817	22,636	73,181	25,799	13,447	12,353
(地区)									
東部地区	2,395	421	1,974	15,024	2,699	12,325	3,084	x	x
中部地区	6,379	1,713	4,666	51,338	14,546	36,792	16,512	9,951	6,561
南部地区	953	188	765	5,326	940	4,386	1,126	431	696
豊肥地区	819	121	698	4,043	603	3,440	863	305	558
西部地区	1,411	238	1,173	7,403	1,415	5,988	1,360	x	x
北部地区	2,158	400	1,758	12,683	2,433	10,250	2,853	1,181	1,672
(市町村)									
大分市	5,232	1,538	3,694	44,915	13,415	31,500	15,284	9,518	5,766
別府市	1,390	271	1,119	9,878	2,025	7,853	2,078	833	1,245
中津市	1,190	243	947	7,257	1,612	5,645	1,813	888	925
日田市	1,055	187	868	5,710	1,216	4,494	1,069	375	694
佐伯市	953	188	765	5,326	940	4,386	1,126	431	696
臼杵市	482	82	400	2,777	511	2,266	550	162	388
津久見市	246	39	207	1,224	302	922	243	121	121
竹田市	350	62	288	1,528	277	1,251	383	181	202
豊後高田市	307	40	267	1,602	207	1,395	271	83	189
杵築市	323	58	265	1,691	285	1,406	334	93	241
宇佐市	661	117	544	3,824	614	3,210	769	210	559
豊後大野市	469	59	410	2,515	326	2,189	481	124	357
由布市	419	54	365	2,422	318	2,104	435	149	287
国東市	367	46	321	1,593	157	1,436	302	97	204
姫島村	32	1	31	93	10	83	9	x	x
日出町	283	45	238	1,769	222	1,547	362	108	254
九重町	110	11	99	357	51	306	42	x	x
玖珠町	246	40	206	1,336	148	1,188	249	66	183

注1：年間商品販売額は、小数点以下の数値を四捨五入しているため、卸売業と小売業の計、総数、地区別、市町村別の計とは一致しない。

注2：「x」は、集計対象事業所が1又は2であるか、集計対象事業所が3以上であっても合計との差引きで判明する箇所について秘匿した。

注3：年間商品販売額のない管理・補助的経済活動を行う事業所を含むため、別添「市町村」統計表の数値とは一致しない。（大分県独自集計）

図8 地区別事業所数の構成比

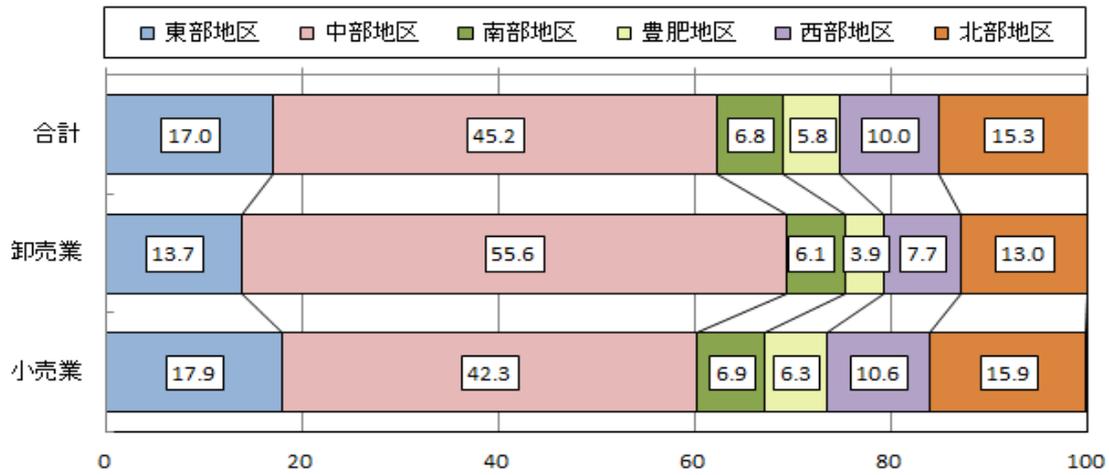


図9 地区別従業者数の構成比

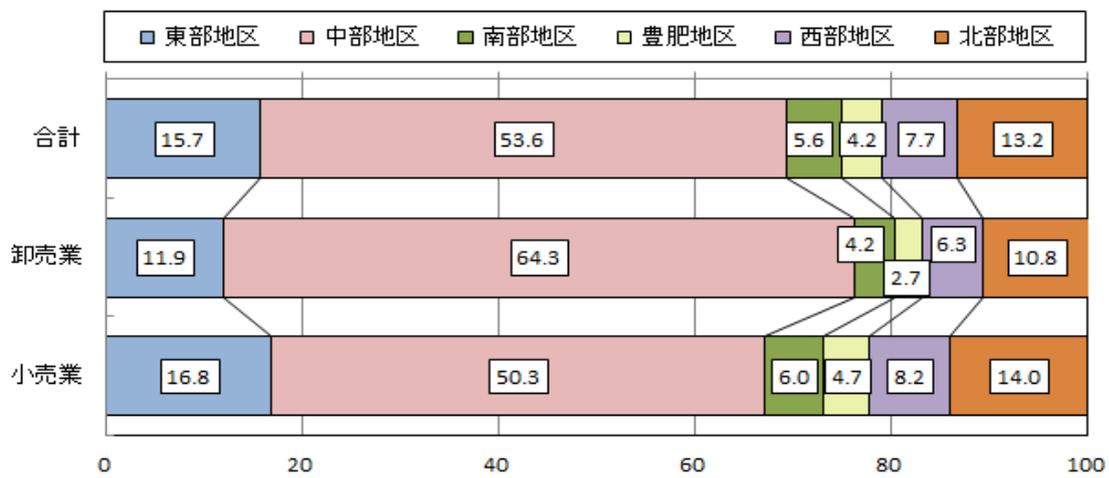
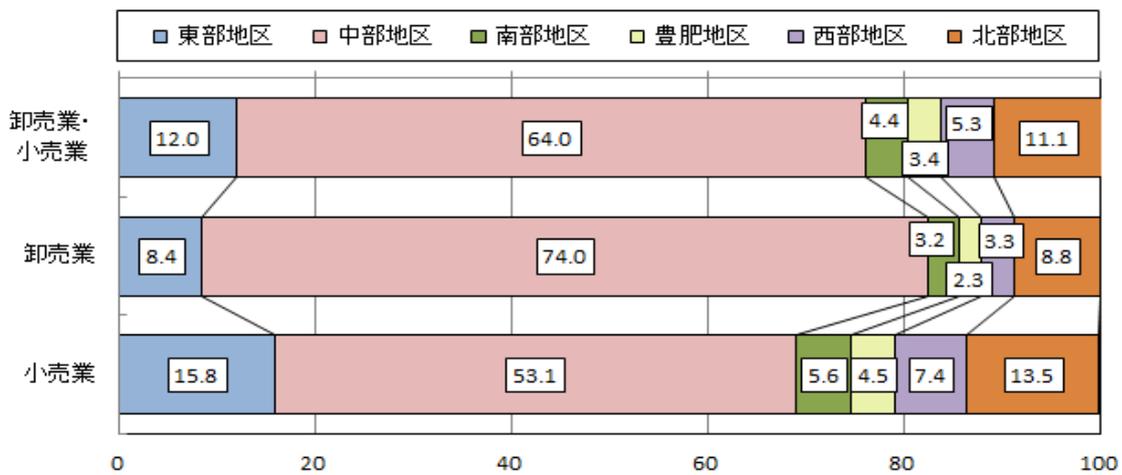


図10 地区別年間商品販売額の構成比



用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所

販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所などで、主として個人

又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成 28 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他 への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる

④ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている人

イ 期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている人

⑤ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている人も含む。

⑥ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で 1 か月未満の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

⑧ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている人をいう。

⑨ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

従業者及び臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑩ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数

パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものの。

(5) 年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。

したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

(6) 商品販売形態（法人組織の小売業のみ）

販売形態区分は、次のとおり。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(7) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

平成28年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。